

暴風警報及び特別警報発表時の授業の扱い

- (1) 次の場合は臨時休業とする。生徒は登校してはいけない。
 - ア 午前7時現在、京都府南部（南丹・京丹波、京都・亀岡、山城中部、山城南部のいずれかの区域または市町村）に「暴風警報」またはいずれかの「特別警報」が発表されている場合（但し「特別警報」が解除され、切り替わって発表された警報は特別警報と同等に扱う）
 - イ 京都府教育委員会が休校の指示をした場合
- (2) 「暴風警報」及び「特別警報」が下記の時間までに解除された場合には、次のとおりに時間割どおりの授業を行う。但し「特別警報」が解除され、いずれかの警報に切り替わった場合は特別警報と同等に扱い、下記の対応とする。
 - ア 午前 8時までに解除された場合・・・3校時より
 - イ 午前10時までに解除された場合・・・5校時より
 - ウ 午前10時以降に解除された場合・・・授業を行わない
- (3) 学校の所在地に「避難勧告」・「避難指示」が発表された場合は特別警報と同等に扱い、上記の対応とする。
- (4) 生徒の在校中、「暴風警報」・「特別警報」が発表された場合は、関係機関が協議して適切な指示を行う。
- (5) 休日等に補習、部活動、模擬テスト等が行われる場合は、上記に準ずる。
- (6) 臨時休業又は欠講した場合は、回復措置をとる。

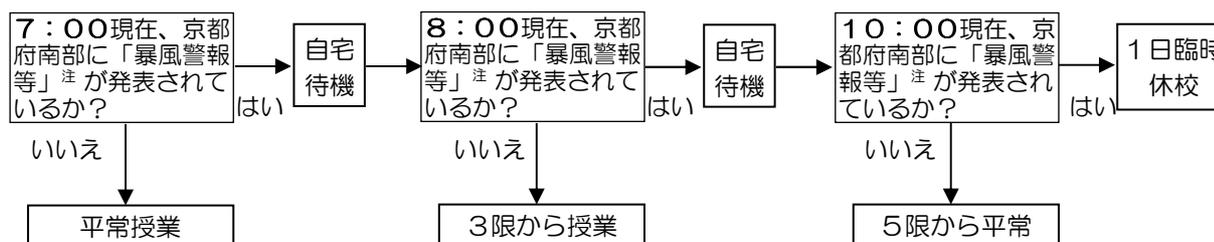
【注 意】

- ア 「特別警報」の解除後切り替わった警報にはすべての種類を含み、特別警報が発表されていない場合の休業対応には「暴風警報」以外の警報及び各種の「注意報」は含まない。
- イ 判断はテレビ・ラジオの天気予報等での確認にすること。
- ウ 生徒は学校に電話で問い合わせをしないこと。（災害時には、学校は「指定避難所」となり学校の電話は緊急連絡に使用することになる。）
- エ 特別警報が解除されても、自宅や通学路の状況を配慮し、登校は慎重に判断すること。
- オ 道路その他の状況に十分注意し、登下校時の安全に気をつけること
- カ 自転車の傘さし運転は禁止されており、危険であるから絶対にしないこと。

《参考》警報発表区域

京都府南部	南丹・京丹波・・・	南丹市、京丹波町
	京都・亀岡・・・	京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町
	山城中部・・・	宇治市、八幡市、城陽市、京田辺市、久御山町 宇治田原町、井手町
	山城南部・・・	木津川市、和束町、精華町、笠置町、南山城村

◎「暴風警報等」が発表されたときの対応手順



※注 「暴風警報等」は次のいずれかを指す

- ① 「暴風警報」
- ② すべての「特別警報」
- ③ 「特別警報」解除後切り替わったすべての「警報」
- ④ 学校所在地への「避難勧告」「避難指示」